

太陽光発電設備の取扱 ー法人版ー

グリーン投資減税として華々しくデビューした「太陽光発電設備」でしたが、近頃、電気会社が電気の買取を控えるというニュースも出てきており、借金までして投資していた経営者を悩ましています。

「太陽光発電設備」にまつわる諸問題をまとめてみました。

1. グリーン投資減税の概要

青色申告を提出する個人及び法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日（注 1）までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等し、1 年以内に事業の用に供した場合には、その取得価額の 30%相当額の特別償却ができます。中小企業者等については、取得価額の 7%相当額の特別税額控除との選択適用ができます。（法人税額の 20%相当額を限度とし、限度超過額は 1 年間の繰越しが可能）

なお、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に一定の太陽光発電設備、風力の利用に資する機械（注 2・3）の取得等をして 1 年以内に事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができます。（即時償却）

（注 1）平成 27 年改正により一年間延長されました。

（注 2） // 太陽光発電設備の即時償却は平成 27 年 3 月 31 日までの取得となります。

（注 3）太陽光発電設備については、出力が 10kw 以上の規模が該当します。

2. 事業の用に供した日とは原則電力需給開始日

電力の受給については、契約成立後に発電者と協議の上受給開始日を定め、太陽光発電設備と電力系統が連携されて開始されますが、受給契約の締結時は取引の合意は行われていても、物理的に売電できる状態にはなっていません。

電力会社の送電網に接続するための系統連系工事が終了した時点で売電が開始するため、契約締結日等ではなく系統連系工事実施日（又は実施予定日）から事業の用に供しているといえます。

売電を目的として取得した太陽光発電設備の事業供用日は、原則として系統連系工事が完了し売電が開始した日となります。しかし、発電設備の設置や検査が完了し稼働しているにもかかわらず電力会社の都合で系統連系工事が遅れているため送電できない場合は、当初予定されていた系統連系工事の実施日を事業の用に供した日と整理することが認められるようです。

3. 系統連系工事負担金について

系統連系工事に係る工事負担金は、電力会社の所有物となる系統連系のための設備工事を発電業者が負担しているため、法人税法上、発電設備の取得価額には含まれず繰延資産に該当します。償却期間については、15 年で償却するのが一般的なようです。

4. 消費税の取扱

太陽光発電設備については、事業の用にかかわらず、引渡しにより課税仕入となります。また、系統連系工事負担金については、工事が終了した日において課税仕入となります。